

2023年度グッドデザイン・ロングライフデザイン賞開催要綱

1) 名称及び表彰主体

本賞の名称及び表彰主体は以下とします。

名称 **グッドデザイン・ロングライフデザイン賞**

表彰主体 **公益財団法人 日本デザイン振興会 会長**

2) 趣旨と目的

グッドデザイン・ロングライフデザイン賞(以下「ロングライフデザイン賞」)は、長年にわたりその機能と価値が広く認められ、将来においてもそれらを保ち続けることが望まれるデザインを顕彰します。

良質で創意的なデザインを開発し長期にわたって提供する事業者の功績を讃えるとともに、ユーザーの意識を啓蒙して、デザインを通じた社会の質的な向上を推進します。

3) 理念

ロングライフデザイン賞は、長期にわたり優れた機能と価値を維持し高い美的水準を保ち続けるデザインを振興することで、良質な物品や生活環境を創造する意義を示し、社会の望ましい持続性を達成することに貢献します。

賞の実施に際しては以下の要素を重視するものとします。

人間 (HUMANITY) **もの・ことづくりを導く創発力**

本質 (HONESTY) **現代社会に対する洞察力**

創造 (INNOVATION) **未来を切り開く構想力**

魅力 (ESTHETICS) **豊かな生活文化を想起させる想像力**

倫理 (ETHICS) **社会・環境をかたちづくる思考力**

4) 活動

ロングライフデザイン賞は、以下の活動から構成されます。

- ・発見: 審査を通じて、現在の生活や社会の基礎を構築することに寄与してきたデザインを発見する活動。
- ・共有: ロングライフデザイン賞を発表・顕彰し、受賞者とともに社会へ訴求する活動。
- ・創造: 賞の成果を通じて、生活・社会の発展に寄与する活動。

5) 対象となるデザイン

広く社会的に浸透し支持され、もしくは特定の社会領域における確たる定評・信頼を得ていて、かつ美的水準において後発のデザインに影響を及ぼしたとみなせる商品、建築施設、コンテンツ、プログラム、サービスなどで、応募時点で10年以上継続的に提供され、またそれ以降も継続して提供されることが想定できるもの。

6) 応募

ロングライフデザイン賞は、デザインの事業主体者及びデザイン事業者からの応募に基づき実施されます。さらに一般者による主催者への推薦を通じた事業者からの応募も対象になります。

6-1. 事業主体者・デザイン事業者からの応募

応募はグッドデザイン賞のウェブサイトから行います。受付期間は2023年4月4日の日本時間午後1時から5月24日の日本時間午後1時までとします。詳細は「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞応募要領」に定めます。

6-2. 一般者による推薦

事業主体者・デザイン事業者以外の一般者は、自らが利用・認知しているデザインを、ロングライフデザイン賞に推薦することができます。推薦は、グッドデザイン賞のウェブサイト内のロングライフデザイン賞専用ページに設ける推薦用フォームを通じて行います。受付期間は2023年4月4日の日本時間午後1時から4月28日の日本時間午後1時までとします。主催者は、推薦されたデザインに関する基礎的な調査を実施したのち、応募の対象として適切とみなされる事業者に、ロングライフデザイン賞への応募を勧誘します。

7) 審査委員会

主催者は、賞の趣旨を理解しデザインへの知見を有する有識者からなるロングライフデザイン賞審査委員会を設置し、審査を委任します。審査委員会はすべての賞を確定する権限を有します。審査についての詳細は「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞審査要領」に定めます。

8) 審査

ロングライフデザイン賞の審査は、応募者から提示された情報をもとに行う「一次審査」と、応募対象の現品等をもとに行う「二次審査」によって実施します。二次審査を通過すると、応募対象は「ロングライフデザイン賞受賞」となり、応募者は受賞者となります。

受賞対象に特に優れているものがある場合は、審査委員会の判断により「ロングライフデザイン特別賞」等が設けられることがあります。

9) ロングライフデザイン賞の発表

主催者は、2023年度グッドデザイン・ロングライフデザイン賞を2023年10月5日に発表します。主催者はプレスリリースを発信するとともに、グッドデザイン賞のウェブサイトで受賞結果を公開します。受賞者はこの発表日をもって受賞結果を公表することができます。

10) 受賞展の開催

主催者は、ロングライフデザイン賞受賞対象を紹介する受賞展を2023年10月に開催します。全ての受賞者は、この展示会に受賞対象を展示することとします。

11) 表彰

主催者は、全てのロングライフデザイン賞受賞者に表彰状とトロフィーを贈呈します。

12) 受賞年鑑の発刊

主催者は、全てのロングライフデザイン賞受賞対象を収録した受賞年鑑「GOOD DESIGN AWARD 2023」を2024年3月に発刊します。

13) 広報活動

主催者は、受賞結果の広報とともに、受賞対象を通じて受賞者の紹介、受賞対象の販路拡大等を支援する活動、デザインへの理解を深める広報活動等を展開します。受賞者はこれら主催者の活動に協力し参加するものとします。

14) 「Gマーク(ロングライフデザイン賞)」の使用

ロングライフデザイン賞受賞対象は、受賞の証であるロングライフデザイン賞の標章「Gマーク(ロングライフデザイン賞)」を使用して広報活動や販売促進活動を展開することができます。

詳細については「Gマーク(ロングライフデザイン賞)使用要領」に定めます。

15) 費用

ロングライフデザイン賞の審査料、展示出展料、受賞年鑑掲載料およびGマーク(ロングライフデザイン賞専用ロゴマーク)使用料は無料です。

審査時における、搬入出に伴う物品の移動、応募関係者の移動、資料製作などの実費のほか、受賞プロモーション等の実施に関わる同様の実費については、応募者(受賞者)の負担が必要となります。

16) 情報の公開

主催者は、ロングライフデザイン賞の応募者から提供された情報のうち、予め指定する情報を、広報のために使用することがあります。また審査終了後、全ての受賞対象についての評価理由を公開します。主催者と審査委員会は、受賞に至らなかった対象を含めて、個別の審査内容に関する情報の開示請求には対応しません。

詳細については「ロングライフデザイン賞応募要領」に定めます。

17) 応募対象情報の守秘義務

主催者、審査委員及び展示等業務の関係者は、応募対象についての非公開情報や審査等を通じて得られた秘密情報について守秘義務を負います。

18) 応募者・受賞者の責任に帰する事項

ロングライフデザイン賞の応募対象・受賞対象に関する意匠権等の知的財産権、品質、性能、安全性等の要件及びその販売、施工等に関して生じた問題の責任については、応募者・受賞者が負うものとし、主催者はその一切の責任を負いません。

ロングライフデザイン賞への応募により、応募者、受賞者あるいはその他の第三者の間で生じた紛争については、主催者はその一切の責任を負いません。

19) 応募の取り下げ及び失格

応募者は、応募の確定後であっても、2023年10月4日までの間は応募を取り下げることができます。

詳細については「ロングライフデザイン賞応募要領」に定めます。

なお、応募者が「ロングライフデザイン賞開催要綱」「ロングライフデザイン賞応募要領」に定める事項に違反した場合、主催者はその応募を失格とします。

20) 受賞の取り消し

「ロングライフデザイン賞」の受賞対象について、下記のような事実が判明した場合、主催者はその受賞を取り消すことができます。

- 受賞対象が、その機能的欠陥等から社会的に著しい損害を与えた場合。
- 受賞対象が、他者の意匠権等の知的財産権を侵害していると公に認められた場合。
- 受賞者が、「Gマーク(ロングライフデザイン賞)使用要領」に定める事項に違反した場合。
- 受賞者及び受賞対象に暴力団等の反社会的勢力に関係する個人、法人及び団体等が関連している場合。

2023年4月4日

※2023年度の実施日程等に関しては、今後の社会情勢によっては変更になる場合があります。